

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 令和7年3月26日(水)
 開 会 午後 2時00分
 閉 会 午後 3時55分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 淳
 教育長職務代理者 小 島 千 鶴
 委 員 朝 倉 暁 生
 委 員 蓮 池 政 貴
 委 員 大 塚 佳 子
4. 出席職員 教育次長 村 田 真 二
 管理部長 鈴 木 寿 雄
 学校教育部長 日 高 祐一郎
 生涯学習部長 高 橋 伸 行
 教育総務課長 田 島 正 則
 施設課長 高 誠 司
 学務課長 野 木 英 表
 指導課長 筒 井 浩 美
 児童・生徒サポート室長 藤 宮 公 章
 児童・生徒サポート室指導主事 吉 村 俊
 児童・生徒サポート室指導主事 松 林 那 幸
 保健体育課長 春 日 淳
 児童生徒防犯安全対策室長 山 下 毅
 総合教育センター所長 太 田 由 紀
 教育支援室長 金 子 勝 一
 市立船橋高校事務長 鈴 木 靖 弘
 社会教育課長補佐w 小 野 一 真
 文化課長 阿 部 健一郎
 青少年課長 由 良 公 伸
 生涯スポーツ課長 石 山 公 唯
 中央公民館長 江 口 勝 美
 郷土資料館長 金 子 俊

市民文化ホール館長
西図書館長
青少年センター所長

金 児 葉 子
柴 山 和香子
大 橋 一 樹

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第7号 船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－
の策定について

議案第8号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第9号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第10号 船橋市立高根台中学校敷地の変更について

議案第11号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第12号 船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の制定
について

議案第13号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管
理規則の一部を改正する規則について

議案第14号 令和7年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について

議案第15号 船橋市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第16号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

報告第1号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

報告第2号 職員の任免について

報告第3号 県費負担教職員の任免に関する内申について

報告第4号 職員の任免について

第4 報告事項

- (1) 令和6年度第60回教育研究論文について
- (2) 令和6年度船橋市特別支援教育推進大会合同発表会について
- (3) 全国大会出場報告について
- (4) 第38回ふなばし生涯学習フェアについて
- (5) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (6) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (7) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (8) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (9) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (10) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開催いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

1月20日に開催いたしました教育委員会会議1月定例会の会議録と2月4日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ、承認したいと思います、異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がございました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人をお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項につきまして、守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は議案第7号から議案第16号の議案10件、報告第1号から報告第4号の臨時代理報告4件、報告事項(1)から(10)の報告事項10件でございます。

議案第15号と第16号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、報告事項(5)から(9)につきましては同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開といたします。

また、当該議案及び報告事項につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員には退席を願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項(10)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第7号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

教育総務課から、議案第7号「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－の策定について」ご説明いたします。

資料は別冊1となります。

議案第7号につきましては、令和2年に策定した「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」の計画期間が今年度で満了することから、新たに令和7年度から令和11年度までの後期基本計画を策定することについて議決を得るものでございます。

この後期基本計画につきましては、教育委員会会議において昨年11月に計画案を、また、今年2月には計画案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応についてご報告をさせていただいておりますが、2月のご報告以降、一部追加した内容がございますので、ご説明させていただきます。

まず、98ページです。

基本方針7、推進目標2、施策3、校内教育支援センターの整備・充実の成果指標、校内教育支援センター等学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の現状と目標の数値については、校内教育支援センターは今年度から全校で開設したものであり、この1年の実績等を踏まえた数値とするため空欄としていたところですが、全校開設され約1年が経過しましたことから、現状を2.07%、目標を0%と掲げ、記載させていただきました。

このほか、写真について、例えば、42ページや44ページとなりますが、前回のご報告時には未掲載であった箇所新たに追加して掲載をしております。

策定した計画書につきましては、市ホームページに掲載するほか、地域の各学校、公民館、図書館、郷土資料館等の教育機関等に配布を行います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

【教育長】

それでは、ただいま説明がございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－の策定について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第8号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は本冊の5ページから6ページまでとなっており、4月1日付の組織改編と分掌事務の見直しに伴い、規則を改正するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

第9条の表は、課及び係の設置について規定したのですが、今回、学校教育部保健体育課の係に総務係と給食係を新たに設置し、現在の給食管理係と給食指導係は新たに設置する給食係に統合するため削除いたします。係体制の見直しにより、保健体育課の事務機能強化と業務の効率化を図るものです。

次に、第16条の教育機関の分掌事務のうち、市民文化ホール及び市民文化創造館の分掌事務から第5号の「文化芸術ホール事業基金に関すること」を削除いたします。これは、船橋市予算会計規則の改正に伴い、全庁的に基金に関する事務分掌の規定を整理することによるもので、市民文化ホール及び市民文化創造館の事務や文化芸術ホール事業基金自体に変更があるものではございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第8号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則」についてを採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第9号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は本冊7ページと8ページとなります。

改正理由につきましては、代決の範囲を明確にするための見直しでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第12条は、決裁責任者が不在のときに、その責任者に代わって決裁を行う際の代決の制限について規定したのですが、改正前の条文では、ここに記載の各事項について、緊急の処理が必要となった場合に代決が可能なのか不明確な表現となっておりますことから、改正後の条文に新たに「緊急やむを得ないものを除き」を加えるなど条文を改めて整備し、代決の範囲を明確にするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、議案第9号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号について、施設課、説明願います。

【施設課長】

施設課から、議案第10号「船橋市立高根台中学校敷地の変更について」のご説明をいたします。

資料は本冊の9ページから12ページとなります。

船橋市立高根台中学校の南側に隣接する市道の高根台団地入口交差点は交通量が非常に多く、慢性的に交通渋滞が発生している状況にあります。このたび道路部が渋滞の軽減を目的として交差点改良事業を実施します。そのため、高根台中学校の敷地の一部を道路用地として移管することについて、市長から協議を受けました。

この事業では、車道の拡幅に併せ交差点の信号待ちスペースも拡幅するため、児童生徒をはじめ歩行者の安全確保が図られます。また、移管する部分について、学校側との協議では、学校運営上支障のない部分であるとの回答を得ております。

以上のことから、交差点改良事業に必要となる305㎡を道路用地として移管するため、学校敷地を変更するものです。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がございました。ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号「船橋市立高根台中学校敷地の変更について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第11号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊13ページ及び14ページの新旧対照表をご覧ください。

まずはじめに、第46条の改正についてご説明いたします。

これまで船橋高等学校では定数に対する欠員や特色ある教育の実施のため、会計年度任用職員である特別非常勤講師の任用を行ってまいりました。しかしながら、特別非常勤講師の勤務時間は週25時間以内となっており、この勤務形態では平成29年度に導入された単位制による教育課程への対応が難しくなっていることから、現在の学校

の実情に合わせた校務が行えるよう、臨時的任用職員の活用と併せて新たな会計年度任用職員の職種を新設いたします。

職種の新設に伴い、今後は特別非常勤講師の任用を行わないため、特別非常勤講師を廃止とすることから、規程の整備を行うものです。

次に、69条の改正については、船橋市予算会計規則の全部改正に伴う文言の修正になります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第12号「船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の制定について」ご説明いたします。

本冊15ページから22ページをご覧ください。

船橋高等学校に勤務する教職員は県で採用され、県の人事異動方針に基づく人事交流により同校に着任しておりますが、千葉県と船橋市の休暇制度が異なることから、県の任用時に取得できた休暇を使用することができず、本市に異動することにより教育職員に不利益が生じています。ここ数年において、県は特に子育て世帯を中心とした特別休暇制度を拡充しており、他の自治体においても各市立高等学校の教育職員の休暇制度について、県と同じ内容の特別休暇制度を設けているところが複数ある状況から、今回、本市においても県と同じ内容の特別休暇制度を定め、教育職員に適用することとしました。

教育職員の勤務環境を整えることは、教えを受ける生徒の学校生活の充実にもつなが

るため、本市への異動による不利益を解消し、教育職員が安心して勤務できる環境を整備したいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号「船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の制定について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第13号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊23ページから24ページをご覧ください。

このたびの改正につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものです。

令和7年2月25日付で船橋市予算会計規則が全部改正されました。このことに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の規程の整備を図る必要があります。

具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則第46条及び船橋市立特別支援学校管理規則第69条において、「船橋市予算会計規則（平成26年船橋市規則第59号）」という文言を「船橋市予算会計規則（令和7年船橋市規則第6号）」に改めるものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がございました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第13号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号について、指導課、説明を願います。

【指導課長】

議案第14号「令和7年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」ご説明いたします。

本冊25ページから28ページをご覧ください。

令和8年度に使用する教科用図書の選定に当たりましては、教育委員会が行う教科書採択業務を公正かつ適正に遂行するために、教科用図書の調査研究を行うとともに、その選定に関して教育委員会に報告する機関が必要となります。その機関を設置するために、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号に基づき、令和7年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱を制定する必要がありますので、議案第14号としてご審議いただきたく、お願い申し上げます。

要綱の主な内容といたしましては、第1に、選定委員会は保護者代表1名を含む7名の委員で構成し、学校教育部長を委員長とする会であるということです。

第2に、選定委員会の下部組織として、教科用図書の具体的な内容について調査研究をする専門調査委員会を設けるということです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和7年度の小学校使用教科書につきましては令和5年度に採択された教科書を使用します。中学校使用教科書につきましては、本年度に採択された教科書を使用します。

また、特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科書のうち、学校教育法附則9条本については、毎年度調査研究及び選定を行っております。令和7年度は特別支援学級及び特別支援学校で使う附則9条本の採択をするため、特別支援教育の種目に専門調査委員会を設置して調査研究を行い、選定資料を作成します。その後、選定委員会における

審議を踏まえて、教育委員会会議で最終決定を得たいと考えております。

専門調査員会の人数ですが、別表1にありますように3名の専門調査員を委嘱します。調査員長には、調査結果についての資料作成を依頼し、選定委員会に報告することになります。

また、以前、教科書会社と学校職員等の関わりが問題となり、文部科学省初等中等教育局長から教科書採択における公正確保の徹底等についての通知が毎年届いております。そこで、昨年同様に静ひつな環境を保つとともに、公正性、透明性に細心の注意を払い、適切な教科書採択事務を進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第14号「令和7年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第14号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告第1号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」ご説明いたします。

資料は別冊2の3ページと4ページです。

一般公印の規程上の個数と実際の個数の不一致な状態を速やかに解消するため、教育長の臨時代理により規程の改正を行ったものでございます。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

教育委員会事務局の一般公印のうち、別表第1にあるひな形番号1の船橋市教育委員会印とひな型番号4の船橋市教育委員会教育長の公印について、これまで使用していた公印が経年劣化したことから、今年度新たに公印を作成いたしました。一方、これまで

使用してきた公印につきましては、既に印影が印刷された書類が多く残っていることなどから、廃棄せず引き続き使用することとしておりましたが、規程上の個数については引き続き1のままとなっておりますことから、実際の個数である2に改めたものがございます。

今回の改定につきましては、この不一致な状態を速やかに解消するため、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により3月11日付で執行されていることをご報告いたします。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。それでは、続きまして報告第2号について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告第2号「職員の任免について」でございます。

資料は別冊2の5ページから7ページまでとなります。

本来、主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、内示日程等の関係で会議を招集するいとまがございませでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により、教育長の臨時代理にて決裁し、今回のご報告となります。

それでは、5ページをご覧ください。

まず、1、令和7年3月31日付で役職定年となる職員でございます。村田真二教育次長を含め、3名でございます。

次に、2、令和7年4月1日付で県費負担教職員として任用されるため、令和7年3月31日付で退職する職員でございます。野木英表学務課長を含め、3名でございます。

次に、3、令和7年4月1日付で配置換えをする職員でございます。教育総務課主幹（教育総務課長補佐事務取扱）の長谷川右を学務課長とするのを含め、10名が変更となっております。

次に、4、令和7年4月1日付で市長事務局へ出向する職員でございます。田島正則教育総務課長を含め、3名でございます。

次に、5、令和7年4月1日付で市長事務局等から転任する職員でございます。保健所理事の小栗俊一が教育次長へ転任するのを含め、6名の転任でございます。

最後に、6、令和7年4月1日付で県費負担教職員から任用する職員でございます。法典西小学校長の内野義孝が指導課長へ任用となるのを含め、2名の任用となります。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。
続きまして、報告第3号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第3号「県費負担教職員の任命に関する内申について」ご報告申し上げます。
令和6年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては別冊2、9ページから12ページになります。

小中学校での退職者が10名、役職定年4名、行政等の転出者が4名となり、市内に41名の新たな校長が配置されます。41名の新たな校長のうち、再任の校長が4名、県教委、他市等からの転入校長が2名、市内の新任校長が13名、再任用校長が16名、特例任用校長が6名となります。

補足としまして、特例任用校長と暫定再任用校長の取扱いの違いについて説明させていただきます。管理監督職勤務上限年齢である60歳から定年に達するまでの期間に任用される校長、具体的に、本年度におきましては61歳が退職年齢であったため、61歳の方が特例任用校長となりました。定年以降、管理職として再任用される校長、具体的には、本年度において61歳が退職となりますので、61歳以上が暫定再任用校長としての任用となっております。

なお、管理監督職勤務上限年齢である60歳以降、管理職から降任し定年延長を行う校長につきましては、役職定年として取り扱っております。

令和6年度末、年齢が56歳以下の若い新任校長につきましては12名となっております。

次に教頭でございますが、別冊2、13ページから18ページになります。

退職者が4名、教頭から校長に昇任した者が7名、行政や他市等に異動したものが13名おります。

副校長・新任教頭は21名で、市内教諭からの昇任が6名、県教委、他市等からの転入教頭が15名となっております。

また、教頭の定数ですが、新たに御滝中学校が教頭複数配置となりましたので、全体で1名増となっております。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、続きまして報告第4号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第4号「職員の任免について」ご報告申し上げます。

別冊2、19ページ、20ページになります。

令和6年度末の市立船橋高等学校の教頭の任免でございますが、西川徳郎が退職し、千葉県立船橋高等学校定時制の課程への異動となります。代わりに、船橋市立坪井中学校より増満正洋が新しい教頭として着任いたします。

以上でございます。

【教育長】

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)から(4)につきましては定例の報告事項でございますため、説明を省略したいと思います。

ご覧になりまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

続きまして、報告事項(10)その他で何か報告したいことがある方は、報告をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第15号の審議に入りますので、傍聴人はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第15号について、指導課、説明願います。

議案第15号「船橋市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」は指導課長より説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第16号について、文化課、説明願います。

議案第16号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長より説明後、

審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項（５）から（９）の審議に入ります。関係職員以外の方は退席願います。

（関係職員以外退席）

【教育長】

それでは、報告事項（５）について、指導課、報告願います。
報告事項（５）「いじめ重大事態の認知に係る報告について」は児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（６）について、指導課、報告願います。
報告事項（６）「いじめ重大事態の認知に係る報告について」は児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項（７）について、指導課、報告願います。
報告事項（７）「いじめ重大事態の調査結果に係る報告について」は児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項（８）について、指導課、報告願います。
報告事項（８）「いじめ重大事態の調査結果に係る報告について」は児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

それでは、続きまして報告事項（９）について、指導課、報告願います。
報告事項（９）「いじめ重大事態の調査結果に係る報告について」は児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

午後3時55分閉会